

# 「多言語観光ガイドブック（紙媒体及びデジタルブック）」制作業務委託に係る企画提案競争実施要領

## 1 目的

この要領は、「多言語観光ガイドブック（紙媒体及びデジタルブック）」制作業務委託について、受託者の選定にあたり実施する企画提案競争に関して、必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務

### （1）業務名

「多言語観光ガイドブック」制作業務委託

### （2）業務の概要

国内外からの観光誘客促進を図ることを目的として、山形県置賜地域の魅力を広くPRするための多言語による観光ガイドブックを制作する。

### （3）委託期間

契約締結の日から平成29年2月17日（金）まで

### （4）仕様書

「多言語観光ガイドブック」制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は別紙のとおりとする。なお、仕様書記載の委託業務の内容については、今後、受託者と協議のうえ変更する場合がある。

### （5）予算上限額

本業務委託の予算額は、1,966千円（消費税及び地方消費税を含む）であり、この予算額の範囲内で企画提案を行うこと。

## 3 応募に関する事項

### （1）応募資格

応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

ただし、下記①及び③において、山形県の入札参加資格を求めるものではない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- ② 1年以上引き継ぎ業として当該企画提案募集又はこれに類する業務を営んでいること。
- ③ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する法人その他の団体であること。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- ⑦ 次にいづれにも該当しないこと。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与していること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## (2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかつたとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽または不正があつたとき
- ⑤ 審査会におけるプレゼンテーションを実施しなかつたとき
- ⑥ 見積金額が山形おきたま観光協議会の提示する予算上限額を上回るとき

## (3) その他

- ① 企画提案に関して必要となる費用の一切は、提案者の負担とする。
- ② 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ③ 提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。
- ④ 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託した時は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ当協議会の承認を受けた場合はこの限りではない。

## 4 提出書類及び提出方法等

### (1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第1号）1部
- ② 事業者概要書（様式第2号）1部
- ③ 企画書（任意様式）8部
  - ・企画書の提出は1社1案とする。
  - ・企画書はA4版横長の横書き（片面印刷）の7ページ以内（表紙を含む）とし、短辺をホチキスで綴じること。白黒、カラーは問わない。
  - ・企画書には、仕様書を踏まえ、下記の事項を記載すること。
    - ア 制作コンセプト・テーマ
    - イ 提案概要

※仕様書に記載の活用シーンを前提として、コンセプトに沿って、御社の付加価値コンテンツ、新たな提案も含めて、山形県置賜地域全体の魅力を伝えるための制作イメージ等が分かること。

ウ 観光客の興味を引き、山形への関心を強く持つてもらうための工夫点

エ 使用する画像等の調達方法

オ 取材先及びタレント（ある場合のみ）の手配等の概要

カ 製作スケジュール

※スケジュール納品までのスケジュール、体制、委託者側の作業など、平成29年2月17日（金）までの納入に向けての進め方を含めること。

- ④ 見積書（任意様式）1部

ア 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

- イ 当業務にかかる企画費、取材経費（交通費・宿泊費等）、人件費、製作諸費、編集費、諸経費等、必要と見込まれる経費は全て計上すること。
- ウ 見積価格は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額ならびに消費税及び地方消費税抜き金額を明記すること。
- ⑤ 本業務に係る受託体制（任意様式） 1部  
組織体制、受託責任者、ディレクター及び業務従事者  
※③の最終頁の次頁に、上記④及び⑤の写しをそれぞれ綴じ込むこと。
- (2) 提出期限
- ① 参加申込書（様式第1号）及び事業者概要書（様式第2号）  
平成28年9月 9日（金）午後5時15分
- ② 企画書、見積書、及び本業務に係る受託体制  
平成28年9月15日（木）午後5時15分
- (3) 提出先  
「10 担当部局」へ提出すること
- (4) 提出方法  
持参又は郵送による。
- ① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ② 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

## 5 企画にあたっての留意事項

- (1) 一般的事項
- ア 業務の遂行状況について隨時報告を行うこと。
- イ 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて隨時貸与する。なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、山形おきたま観光協議会の指示に従うこと。
- ウ 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (2) 業務体制
- ア あらかじめ、山形おきたま観光協議会と調整したスケジュールで行うこと。
- イ 制作作業に当たる担当ディレクターを置くとともに、当該業務担当の業務従事者を確保すること。また、ディレクター及び業務従事者は、画像や映像、音声などのマルチメディア情報を制作する上で必要な知識と技能を有すること。なお、ディレクターは委託業務を総括することとし、山形おきたま観光協議会からの指示はすべてディレクターを通じて行うこととする。
- (3) その他の留意点
- ア 提出者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、提案者が負うものとする。
- イ 提出者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、当協議会の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

## 6 企画書作成等に関する質問・問い合わせについて

- (1) 企画書の作成にかかる質問等は、別紙「企画書作成に係る質問書（様式第3号）」により行うこと。
- (2) 質問書の提出はFAXにより行うものとし、「10 担当部局」あてに送信すること。

なお、FAX送信後に、電話により確実に送信されていることを確認すること。

(3) 質問書の受付期間

平成28年9月12日（月）午後5時15分までとする。

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、企画提案競争参加業者全てに、FAXにより行う。ただし、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受けない。

## **7 企画審査会の開催について**

(1) 期日 平成28年9月20日（火）（予定）

場所 山形県置賜総合支庁内

※集合時間及び場所は別途連絡する。

(2) プレゼンテーションの実施方法

- ① 提案者が多数となった場合は、書類審査による第1次選考を実施する場合がある。
- ② 時間は1社8分（プレゼンテーション5分以内。質疑、その他）の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。
- ③ 出席人数は1社3名以内とする。
- ④ プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない。説明資料は、上記4（1）③により事前に提出された紙ベースの企画書に限定する。

(3) 審査基準

各社によるプレゼンテーションを受け、以下の審査基準により採点を行い、最も優れた1社を選定する。

① 内容の妥当性

- ・単に、現行の日本語版を翻訳したものではなく、山形県置賜地域のインバウンド誘客に向けた観光PRにふさわしい工夫がされているか。
- ・仕様書に示したプロモーションターゲット（台湾、中国（香港）等の東アジア諸国や東南アジア諸国からの外国人観光客）に訴える内容となっているか。

② 魅力度

- ・見る人の興味を強くひき、山形へ行ってみたいと思わせるような内容となっているか。あわせて海外からの誘客促進及び宿泊客数につながる内容となっているか。

③ 構成力・表現力

- ・観光客の視点に立って、利便性の高い有効な情報提供となっているか。
- ・わかりやすく、見やすい表現となるような工夫がされているか。

④ 業務遂行体制

- ・適切な業務受託体制がとられているか。
- ・企業及び担当者の業務実績は十分であるか。
- ・適切な製作スケジュールであるか。

⑤ 見積額の妥当性

- ・見積額の積算内容が妥当なものとなっているか。
- ・内容と比較して経済的な見積額となっているか。

⑥ 総合評価

- ・総合的に判断して、山形県置賜地域のインバウンド観光をPRするのに効果的なものとなっているか。

(4) 審査結果の通知

審査結果において、最優秀者と判断された応募者には当日口頭にてその旨を通知する。  
また、全ての応募者に審査会の翌日以降に審査結果を文書で通知する。

## **8 契約の締結**

企画提案に係る契約については、次により行う。

### **(1) 受託者の決定**

企画審査会において決定した受託候補者を優先交渉者とし、山形おきたま観光協議会と提案者で協議のうえ行うものとし、予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

### **(2) 契約書の作成**

山形おきたま観光協議会と受託候補者で協議した上で契約書を作成する。

### **(3) 支払条件**

支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、前金払は行わないこととする。

### **(4) その他契約に関する事項**

契約時における仕様は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、山形おきたま観光協議会と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

## **9 その他**

- ① この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- ② 提出された企画書は返却しない。
- ③ 提出期限後の企画書の提出は認めない。また、提出期限後の差替え及び再提出も認めない。
- ④ 採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。
- ⑤ 企画書の著作権は、当該企画書提案者に帰属する。

## **10 担当部局**

山形おきたま観光協議会事務局

(山形県置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課観光振興室)

住所：〒992-0012 米沢市金池七丁目1-50

電話：0238-26-6046 FAX：0238-26-6047